

第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、現計画（第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画）が令和7年3月末をもって終了することから令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画を策定することを目的とする。第3期深谷市子ども・子ども子育て支援事業計画においては、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画を含む横断的な子ども施策に関する総合計画として策定する。

策定にあたっては、本市の現状の調査・分析、課題の整理、計画書の検討・企画立案及び会議の運営支援のほか、国のこども家庭庁設置やこども基本法の施行等への対応、埼玉県や他自治体の動向への対応が必要であり、効率的に策定作業を進めるため、計画策定業務の豊富な実績を備え、高度な専門知識を有する事業者へ策定支援業務を委託するものである。

2 業務の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業務名 | 第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 |
| (2) 業務内容 | 第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書(別添)を参照 |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和7年3月31日まで |
| (4) 委託金額 | 12,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。 |
| (5) 支払方法 | 成果品納入及び業務完了の後、一括して支払うものとする。
(令和6年度予算) |
| (6) 予定する成果品 | 第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書(別添)を参照 |

3 選定方針

- (1) 審査方式
プロポーザル参加者から提出された書類(参加申込書等)の内容について、第1次審査を行い、上位5者を選定する。選定された者から提出された書類(企画提案書等)の内容について、プレゼンテーションを実施したうえで第2次審査を行い、受託候補者1者及び次席者1者を特定する。ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは受託候補者を特定しない場合がある。
- (2) 審査主体
審査は、「第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置する第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。
- (3) 第1次審査
提出書類(参加申込書等)の内容について書類審査を行い、上位5者を選定する。

(4) 第2次審査

第1次審査で選定された者から提出された書類（企画提案書等）の内容について、プレゼンテーションを実施したうえで審査を行い、受託候補者1者及び次席者1者を特定する。なお、第1次審査における審査結果（採点）は、第2次審査に持ち越さないものとする。

(5) その他

審査委員会の委員構成については、本業務委託の契約締結が完了するまで公表しないものとする。

4 実施スケジュール

	実施内容	実施期間
第1次審査	実施要領等の配布	令和5年6月27日（火）から 令和5年7月10日（月）まで
	参加申込み・第1次審査に関する質問書受付期間	令和5年6月27日（火）から 令和5年7月3日（月）まで
	質問書に対する回答	令和5年7月6日（木）
	参加資格・第1次審査関連書類の提出期限	令和5年7月10日（月）
	参加資格確認通知書の送付	令和5年7月11日（火）
	第1次審査	令和5年7月13日（木）
	選定・非選定通知書の送付	令和5年7月14日（金）
第2次審査	第2次審査に関する質問書受付期間	令和5年7月18日（火）から 令和5年7月24日（月）まで
	質問書に対する回答	令和5年7月27日（木）
	第2次審査関連書類の提出期限	令和5年8月8日（火）
	第2次審査	令和5年8月18日（金）
	特定・非特定通知書の送付	令和5年8月下旬（予定）

5 実施要領等の配布期間

(1) 配布方法

深谷市ホームページからダウンロード
(<https://www.city.fukaya.saitama.jp/>)

(2) 配布期間

令和5年6月27日（火）から令和5年7月10日（月）まで

6 参加資格

プロポーザルに参加しようとするものに必要な資格は次のとおりである。

(1) 本プロポーザル手続き開始日前までに、深谷市物品等競争入札参加者の資格等に関

する規定（平成28年9月29日告示第294号）に基づく令和5・6年度深谷市物品等競争入札参加資格者名簿に、【大分類】「催事、映画、広告、その他の業務」、【中分類】「その他の業務」、【小分類】「集計・調査、企画研究、計画策定業務」の業種として登載があること。ただし、名簿に登載されていない者（深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者を除く）であっても、次に掲げる書類を提出（アからオについて写しは不可）することで、本プロポーザルに参加することができる。

- ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- イ 個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ウ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- オ 市区町村民税に滞納がないことの証明書（法人及び個人）
- カ 財務諸表（法人及び個人）

なお、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等に基づく猶予制度の適用を受けている場合、その旨の記載がある納税証明書を提出する。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結までの間に深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱及び深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (5) 入札に参加する者同士について、代表権を有する者が同一の会社及び役員が兼務している会社でないこと、並びに会社法第2条に規定する親会社及び子会社の関係にないこと。

7 参加資格・第1次審査関連書類の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
ア 参加申込書	様式1	1部
イ 会社概要書	様式2	1部
ウ 業務実績調書	様式3	
エ 配置予定者調書（管理技術者）	様式4	
オ 配置予定者調書（技術担当者（主担当））	様式5	
カ 業務実施体制図	様式自由 但し、A4サイズ 縦長片面で1枚 （エ・オ以外の配置予定者を含むものとする。）	

キ 応募資格がある旨の誓約書	様式6	1部
添付資料 ・各様式備考欄に記載する資料		各1部

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和5年6月27日（火）午前9時から
令和5年7月10日（月）午後5時15分まで

イ 提出先

本要領13に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参または郵送による。どちらの方法においても提出期限までに必着とする。
持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。
郵送による提出の場合は、郵送による提出の旨を事前に電話連絡すること。また、本市が受領するまでの間に事故・天災等で紛失・遅延した場合の事情は考慮しない。

(3) 提出書類（参加申込書等）に関する質問の受付及び回答

提出書類（参加申込書等）の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。なお、審査及び評価に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和5年7月3日（月）午後5時15分まで（必着）

イ 提出先

本要領13に掲げる担当課

ウ 提出書式

質問書（様式8）

エ 提出方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託プロポーザル質問書」として、送信すること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和5年7月6日（木）午後5時までに、市ホームページに掲載する。

8 第2次審査関連書類の作成及び提出

第2次審査関連書類の提出者は、第1次審査で選定された者とし、次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数等
ア 企画提案提出書	様式7	1部

イ 企画提案書	様式自由 但し、A4サイズ縦長片面 20ページを限度とすること	9部（企業名無し） 1部（企業名有り）
ウ 業務工程表	様式自由 但し、A3サイズ横長片面 1枚に収めること	9部（企業名無し） 1部（企業名有り）
エ 見積書	様式自由。但し、A4サイズ	1部

(2) 企画提案書

提案内容について、以下の項目を踏まえること。

<ニーズ調査及び子どもの生活実態調査業務>

- ①ニーズ調査及び子どもの生活実態調査業務にあたっての提案者の基本的な考え方について
- ②ニーズ調査、子どもの生活実態調査の基本方針と作業方法について
 - I 調査の概要と考え方（ニーズ調査の対象、調査票の回収方法、回収率の向上及び回答者の負担軽減策等）について
 - II 調査で取り上げる項目・設問設計について
 - III 調査結果の分析手法について
 - IV 調査結果報告書について
- ③本市のニーズ調査、子どもの生活実態調査に独自に取り上げるべき項目とその意義について
- ④こども基本法第11条を踏まえた子ども等の意見の聴取の手法について

<計画策定業務>

- ①子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方と施策体系の提案について
- ②提案者が考える子ども・子育て支援事業計画素案の構成とその内容について
- ③調査結果からの目標数値設定方法と提供体制の確保手法、より精度の高い量の見込の算出方法について
- ④具体的な子どもの貧困対策及び子供・若者育成支援の内容とその指標設定方法について
- ⑤提案者が本市で特に必要と考える子ども施策の内容とその理由について
- ⑥こども基本法第11条を踏まえた子ども等の意見の反映の手法について
- ⑦計画推進に向けた手法について
- ⑧計画施行後の評価・点検の手法について

<共通業務>

- ①業務の執行体制について（業務執行に関わる組織、担当者、人数等）
- ②作業スケジュールについて
- ③深谷市子ども・子育て会議の運営支援について
- ④4つの計画を一体的に作成することになるがその手法と手順等についての自由提案

(3) 見積書

見積書は、2か年度分の合計額と各年度の人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、出来るだけ詳細に記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(4) 提出方法

ア 提出期間

令和5年7月18日(火) 午前9時から
令和5年8月8日(火) 午後5時15分まで

イ 提出先

本要領13に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参または郵送による。どちらの方法においても提出期限までに必着とする。
持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。
郵送による提出の場合は、郵送による提出の旨を事前に電話連絡すること。また、本市が受領するまでの間に事故・天災等で紛失・遅延した場合の事情は考慮しない。

(5) 提出書類(企画提案書等)に関する質問の受付及び回答

提出書類(企画提案書等)の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。

なお、審査及び評価に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和5年7月24日(月) 午後5時15分まで(必着)

イ 提出先

本要領13に掲げる担当課

ウ 提出書式

質問書(様式8)

エ 提出方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託プロポーザル質問書」として、送信すること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和5年7月27日(木) 午後5時までに、市ホームページに掲載する。

9 審査及び評価

(1) 審査委員会の設置

受託候補者の特定にあたっては、審査委員会において審査及び評価を行う。

なお、プロポーザル参加者が1者のみであっても審査及び評価を行い、受託候補者の特定の可否を決定する。

(2) 第1次審査

ア 審査方法

審査委員会において、提出書類(参加申込書等)の書類審査を行い、第2次審査関連書類の提出を要請する者を上位から5者の範囲において選定する。ただし、審査の結果、合計点が50点に満たないものは選定の対象としない。

なお、第1次審査における審査結果(採点)は、第2次審査に持ち越さないものとする。また、審査委員会は非公開とする。

イ 実施日

令和5年7月13日(木)

ウ 結果の通知

第1次審査で選定された者に対しては、第2次審査関連書類提出要請書を電子メールで

通知する。

第1次審査の結果、選定されなかった者に対しては、選定されなかったことを電子メールで通知する。

(3) 第2次審査

ア 審査方法

第1次審査で選定された者によるプレゼンテーション並びに審査委員会によるヒアリング、審査及び評価を行い、受託候補者1者及び次席者1者を特定する。

ただし、審査の結果、合計点が60点に満たない者は選定の対象としない。

また、審査委員会は非公開とする。

イ 実施日

令和5年8月18日（金）

ウ プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項

説明者は計3名以内とする。配置予定者調書（様式4及び5）において指定された管理技術者及び技術担当者（主担当）は必ず出席することとし、原則として代理出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

説明に際しては、提出した企画提案書のみを用いた内容説明とし、拡大パネル（A1版）又はパワーポイント等によるプロジェクターを使用しての説明とすること。

なお、追加資料の使用は認めないこととし、その他詳細については、別途通知する。

エ 結果の通知

第2次審査で受託候補者及び次席者に特定された者に対しては、電子メールで通知する。

第2次審査の結果、受託候補者又は次席者に特定されなかった者に対しては、特定されなかったことを電子メールで通知する。

なお、本業務委託の契約締結後、審査委員会における審査結果（順位・合計点）を公表するものとする。また、受託候補者及び次席者については、その名称まで公表するものとする。

(4) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の視点及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

	評価項目	評価の視点	配点
第1次審査	経営状況	経営状況の健全性・安定性	12点
	業務遂行能力	業務遂行能力の信頼性・安全性	10点
	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	18点
	担当者評価	担当者の経験や実績	60点
合計			100点

第2次審査	企画提案内容	企画提案に対する評価	80点
	プレゼンテーション能力	担当者の説明能力	10点
	見積書	見積り価格	10点
合 計			100点

10 業務委託契約に関する事項

(1) 契約の締結

市は、第2次審査により受託候補者として特定された者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約交渉が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次席者として特定された者と契約交渉を行うものとする。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、特記仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者と受託者の協議の上定めるものとする。

イ 受託者は委託業務の全部及び一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

ウ 配置予定者調書（様式4及び5）において指定された配置予定者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 業務内容及び留意事項

本業務の実施にあたっては、市と十分協議して進めるものとする。

11 参加者の失格等

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出書類（参加申込書等）を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領2（4）に示す委託上限額を超えた場合
- (5) 本要領6に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- (6) プレゼンテーション・ヒアリング時に、配置予定者調書（様式4及び5）で指定された者が出席しなかった場合
- (7) その他本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

12 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。

- (5) 書類提出後の提案等の修正または変更は、一切認めない。
- (6) 受託候補者又は次席者として特定され、本業務委託の受託者として契約締結した者が本プロポーザルのために作成した本要領8(1)イ及びウ(企画提案書及び業務工程表)に係る著作権は本市に帰属するものとする。
- (7) 受託候補者又は次席者として特定され、本業務委託の受託者として契約締結した者が提出した本要領8(1)イ及びウ(企画提案書及び業務工程表)については、その内容を公開することができるものとする。
- (8) 市は、提出された資料について、深谷市情報公開条例(平成18年深谷市条例第13号)の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。
ただし、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。
- (9) 提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行うことがある。

1.3 担当課

深谷市 こども未来部 こども青少年課 こども青少年政策係

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号

Tel: 048-574-6646 Fax: 048-551-4480

E-mail: jidou@city.fukaya.saitama.jp